

6.11 シンポ以後の活動と成果、今後の課題
—あとかきに代えて—

堂本暁子

6.11 シンポ以後の活動と成果、今後の課題

—あとがきに代えて—

堂本暁子

1. はじめに

「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポジウムにご協力、出席下さった皆さま、誠にありがとうございました。

「災害・復興と男女共同参画」6.11 シンポジウム実行委員会（以下、実行委員会）が、当シンポを提案した問題意識や意図については、6.11 シンポ当日にも申し上げましたが、改めて述べさせていただきます。

3月11日14時46分、東日本大震災が起きた時、私は埼玉県にある国立女性教育会館で、全国から集まった女性たちを前に女性のネットワークについて講演をしていました。

そこに大きな揺れがきたため、急いで壇上から下りました。講演を終えて控え室に戻り、テレビの津波報道を見て災害の深刻さを知りました。

以後、何日間かは、テレビにかじりつくようにして災害現場の報道を見続けました。あまりの悲惨に心痛む日々でしたが、特に気になったのが避難所でうずくまっている高齢者や幼い子どもを連れた母親、苦しむ病人や障害者などの姿です。

1995年の阪神淡路大震災の折も、2004年の新潟県中越え大震災の時も、女性や高齢者の被害者が多数でした。以来、災害時の対応や防災には男女共同参画の視点が必要だと言われ、2005年には防災基本計画が修正されて、「女性の参画・男女双方の視点」が明記されました。男女共同参画基本計画でも、2005年策定の第2次、そして2010年策定の第3次計画に、防災・環境における男女共同参画の推進が謳われました。

防災基本計画や第2次男女共同参画基本計画の項目は、どのように実行されていたのでしょうか。千葉県知事時代、私は全国知事会で2008年に

「災害と女性」についての調査をおこないました。その結果は驚きでした。防災計画会議など意思決定の場に女性の参画が極端に少ないのです。しかも、避難所の備蓄品を女性の発案で選んでいる都道府県は千葉県を含め、当時はゼロでした。

女性や高齢者等を対象とした防災力の強化がおこなわれていない状況も明らかになりました。妊産婦や乳幼児をもつ女性のための講習会や防災訓練を実施している自治体はわずか2.5%、障害者については7%でした。女性の活動環境も整っていませんでした。

今回の大災害でも、そうした社会の歪みが集約的に顕在化しました。またもや被災地の女性たちは我慢を強いられ、切実な要求や訴えの声は中央に届かないのではないかと。私たちはそのことに危機感を抱き、3月20日の時点で、災害から3か月目の6月11日に「災害・復興と男女共同参画6.11シンポ」を開くことにしたのです。それから全国の団体や個人に呼びかけ、実行委員会を立ち上げました。

私たちの危機感を裏付けるように、4月11日に東日本大震災復興構想会議が発足すると、15人の委員のなかに女性は1人しか任命されませんでした。

しかも、経済に軸足を置いた復興計画が男性を中心に進んでいると感じられました。「人間の安全保障」の実現を目指すのであれば、健康、福祉、環境、教育などの視点を踏まえた地域づくりを核として、復興計画の全体像を構想すべきである、その際、生活の場に身を置いている女性の果たす役割は限りなく大きく、男女共同参画の視点が必要不可欠であると、痛いほど焦慮に駆られました。

それからシンポ当日に至る実行委員会の活動については、本報告書の資料編に、実行委員会委員長・事務局長が提出した要望書（5月9日付けの第1弾から8月30日付けの第15弾まで）が収録され、関係主体（行政府、男女共同参画局、立法府、当実行委員会）の動きの一覧表も掲載されて

います。そこで、以下では、あとがきに代えて 6.11 以後の動きを報告させていただきます。

2. 活動の成果と今後の課題のポイント

まず活動の成果というべき点を、列挙します。

- (1) 東日本大震災復興基本法（6月20日成立）の基本理念（第2条二）において、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」とされた。
- (2) 東日本大震災復興構想会議の『復興への提言～悲惨のなかの希望～』（6月25日）において、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない」（35 ページ）などと、盛り込まれた。
- (3) 東日本大震災復興対策本部の「東日本大震災からの復興の基本方針」（7月29日）において、「1 基本的考え方」の(ix)として、「男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を推進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」（2 ページ）と盛り込まれた。また「7 復興支援の体制」の(iii)として、「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする」（31 ページ）と盛り込まれた（この他の 10 か所でも男女共同参画ないし女性に言及）。
- (4) 東日本大震災復興対策本部事務局に男女共同参画担当の参事官が配置された（8月2日）。
- (5) 復興担当の内閣府政務官に郡和子衆議院議員（宮城1区）が就任（9月7日）。郡政務官は復興対策本部の宮城現地対策本部長も務める。

これらはもちろん、「自動的に」実現したわけではありません。私たちは、6.11以降も、国会や行政の動きの節目節目に対応し、13次にわたって要望書の作成と申し入れ活動などをおこないました。そして、以上の「成果」があったとはいえ、それらは十分に満足のものでもありません。

次に、要望したものの、実現が今後の課題となっている点は、以下のとおりです。

- (1) 「減災」概念の拡充。東日本大震災復興構想会議の提言（6月25日）では、最も重要なキーワードである「減災」の概念が狭い。すなわち、防波堤・防潮堤の整備等のほかは、「逃げる」とされており、これが復興基本方針（7月29日）でも踏襲されている。

これにたいして、国際社会の災害・復興の実践と研究にもとづく共通認識は、社会的な格差や排除を抱える社会が災害に弱い（社会的脆弱性）という点である。「減災」とは、平常時から差別や排除をなくし、誰もが自分らしく生きることができる地域社会づくりである、という捉え方を浸透させる必要がある。

- (2) 災害対策基本法の改正。現行の災害対策基本法では、中央防災会議や都道府県防災会議の委員の任命について、警察本部長や消防機関の長など、男性が多い領域の職務が指定されている。

この分野に女性の参画を進めるためには、職務指定を改訂するとともに、委員の性別構成比に数値目標を掲げるという法改正が必要である。

3. 復興基本法と復興構想会議「提言」

では、6.11シンポ以降、私たちはどのように活動してきたでしょうか。

6.11 要望書の取りまとめと提出

6.11 シンポの終盤では、限られた時間のなかで、「要望書」案（本報告書記録編のII-4に収録）にご意見を頂戴しました。シンポ終了後に回収したご意見を含めて、用紙で46件に上り、一両日中に電子メールでのご意見もいただきました。ここからも参加者の皆さんの強い問題意識と見識が実感されました。用紙でのご意見は当日のうちにPDF化されて実行委員会作業チームに共有され、電子メールでのご意見も勘案して、翌12日に要望書⑤を取りまとめました。それを、6月13、14、15日に国会議員、関係閣僚・委員に提出しました。

その際にまず重視したのが、参議院における復興基本法案の審議です。6.11 シンポでも言及されたように、衆議院の東日本大震災復興特別委員会での審議では、民主、自民、公明3党の理事が法案修正で合意し、女性等の意見の反映を含む上述の基本理念が、法案に盛り込まれました。しかし、その法案の審議は6月9日午後の実質半日でした。参議院ではより充実した審議が期待されたのです。

6月14日の参議院東日本大震災復興特別委員会

岡崎トミ子参議院議員（宮城県選出）は、私たちが5月9日以来意見交換し、要望書もお届けしてきた国会議員のお1人です。岡崎議員は、6月14日の東日本大震災復興特別委員会で質問に立ち、以下のように、「6.11 シンポ」を紹介しながら、復興構想会議に女性委員を増やすよう、菅総理に質しました。

岡崎トミ子 六月十一日、先週の土曜日に、日本学術会議で復旧復興の全ての段階に男女共同参画が重要だというテーマでシンポジウムが開催されました。被災地の女性を始め全国の女性団体の代表や専門家が出席をいたしました。このシンポジウムの実行委員会には全国四十七都道府県の女性団体が参加しておりまして、当日も全国から参加の

申込みが殺到して大変な熱気だというふうに聞いております。この実行委員会から、創造的な復興には男女共同参画の視点が不可欠だということで要望が提出されております。女性の参画を求める声が全国的なうねりとなって押し寄せてきているということを感じます。（中略）

復興構想会議のメンバーに、二十五人以上とされておりましてメンバー、現在十五人で〔女性は〕一人だけお入りになっていますけれども、この基本法の位置付けに、メンバーを増やす際には、ふさわしい知見を持った女性を複数名入れていただきたい。復旧復興のプレゼンス、そのプロセスの中に男女共同参画の重要性についてどのように感じておられるのか、総理にお伺いしたいと思います。

内閣総理大臣（菅直人） この復興には女性の視点というものが重要であるという御指摘はそのとおりだと思っております。当初のメンバーの中に女性の方が結果として少なくなっているということについては大変申し訳なく思っております。今後、これが法律による正式な形の復興構想会議という形になり、また今お話がありましたように、二十五名以内というメンバーの中で、これからの運営を含めて女性の方にもっと入ってもらえるように現在の責任者でもあります五百旗頭議長と是非お話をし、そういう方向で進めてまいりたいと、こう考えております。

女性議員や男性議員によるこのような度重なる国会質問で、徐々にではありますが、災害時における女性の問題、男女共同参画の視点の重要性が認識されました。

東日本大震災復興構想会議の提言

東日本大震災復興構想会議の「これまでの審議過程において出された主な意見～「復興構想7原則」と「5つの論点」～」（5月29日）で、「男女共同参画社会」が言及されたことは、要望書⑤にも引用した通りです。しかし、この文書は、審議

過程で出されたさまざまな意見を列挙するもので、合意に至ったものではありません。6.11 シンポの当日に開催された復興構想会議では、御厨貴議長代理による「復興への提言」骨子（たたき台）が議論され公表されていました。この「骨子」では、「総論」で「減災」の考え方がクローズアップされるとともに、「本論」の「2 暮らしと仕事の再生」の「地域包括ケア」において、「保健・医療、介護・福祉分野を復興期における地域の基幹産業の一つに位置づけ、若者・女性等の雇用を確保」と記述されました。労働分野に限定された記述であり、「5つの論点」から前進したとはいえません。

復興構想会議の提言に男女共同参画の視点を反映させるための要望活動を、強める必要がありました。

6月21日 片山総務大臣と面談

かねてから要望していた片山総務大臣との面談が、6月21日に実現し、6.11 シンポの要望書(⑤)を手渡しました。片山総務大臣は鳥取県知事時代から男女共同参画には熱心で、災害分野でも男女共同参画の視点の重要性は認識しておられ、応援団の立場からの発言が多く、心強い限りでした。

片山大臣の助言は、「今回、成立した復興基本法に基づいてつくられる復興庁にどれだけ女性が配置されるかが勝負。専門に「男女共同参画の視点」からの政策立案を担当する職員が必要」、との内容でした。さらに、「全国で本格的に防災会議に女性を参加させるには、災害対策基本法を改正する以外にない」と指摘されました。

片山大臣との面談で、私たちは、防災会議など、意思決定の場に女性を増やすためには、災害対策基本法を改正する必要もある、と認識しました。

復興構想会議「提言」に「男女共同参画の視点」明記、反面で「減災」概念は狭い

6月25日に、東日本大震災復興構想会議の提言として「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が

発表されました。「誰をも排除しない包摂型の社会づくり」(34ページ)を提唱し、これまで、「声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れてはならない」(34-35ページ)、と記述されました。

また、「まちづくり」について、「住民意見の集約にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の意見についても、これを適切に反映させ」(11ページ)とし、さらに、「地域包括ケアを中心とする保健・医療、介護・福祉の体制整備」では、「若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用を被災地において確保し」(14ページ)、と記載されています。

5月10日の復興7原則には、男女共同参画の視点はもちろん、女性への配慮も読み取ることではできませんでした。これにたいして、6月25日の「提言」に、「男女共同参画の視点は忘れてはならない」と入ったことは評価できます。しかし、それらは明らかに、男女共同参画を主流化した書き込み方とはいえません。

そもそも、阪神淡路大震災、新潟・中越地震以来、女性たちは声を上げ続けており、「これまで声を上げにくかった女性など」という表現には、違和感を感じます。また「女性、子ども、高齢者、障害者」という書き方は、「災害弱者」としての括られ方で、あくまでも政策の対象としての位置づけであり、政策を立案する主体として女性を位置づけていません。女性を一人の主権者として、大人として扱っているとは思えませんでした。

ところで「提言」では、「減災」が最も重要なキーワードになっていました。6.11 シンポで知見を交換しエンパワーした私たちにとっては、その「減災」概念が、国際標準に照らして狭いことも明らかでした。この点にかんする要望は、後述のように7月11日におこないました。復興構想会議の提言のこうした限界を突破するためには、復興対策本部が7月末までに策定する「復興基本方針」

を、できるだけよいものにする必要があることが、明らかになっていきました。

4. 復興基本方針に向けて

復興基本方針に向けた要望書を作成

1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、2000年12月に最初の男女共同参画基本計画が策定されました。しかし、当時の国内本部機構の事務局は、総理府男女共同参画室であり、関係省庁に対して連絡調整を行なうことはできても、総合的な企画調整の権限はもちませんでした。私は1996年当時、新党さきがけの議員団座長として、土井たか子さんの社会党とともに、第二次橋本龍太郎内閣と閣外連立していました。その連立のための3党合意には、女性に関する基本法の制定だけでなく、男女共同参画を推進する国内本部機構の拡充強化を含めていました。

男女共同参画を推進する国内本部機構の拡充強化は、橋本首相が行政改革として行なった中央省庁の再編をつうじて実現されました。6.11シンポを共催した日本学術会議の人間の安全保障とジェンダー委員長の猪口邦子さんは、当時の行政改革会議の唯一の女性メンバーであり、国内本部機構の拡充強化を一貫して提案されていました。2001年1月から内閣府が設けられ重要政策の省庁横断的な企画調整を行うこととなり、内閣府が調整する4つの重要政策の1つとして男女共同参画が位置づけられ（他は経済財政諮問、中央防災、総合科学技術）、男女共同参画会議と男女共同参画局が設置されたのです。

この経験が教えているのは、復興対策本部においても、男女共同参画の視点から専門に政策立案を担当し、領域横断的な企画調整の役割を継続的に果たす部署が必要だということです。阪神淡路大震災後には、防災計画に「男女双方の視点」が明記されながら、「お題目」に終わってしまいました。それは、企画調整などの機能を継続的に

果たす体制が構築されなかったからです。その轍を踏んではならないと考え、以下の点を明記した新しい要望書を6月28日までにつくりました（要望書⑥）。

- (1)「男女共同参画の視点の徹底」と女性の参画に加えて、それが「**住民のくらしの場に近い基礎的自治体や住民自治組織において、とくに重要である**」と補充。
- (2)「復興構想会議の増員」に加えて「**原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関**」においても、**男女共同参画の視点を持った委員、とりわけ女性委員を起用すること**と補充
- (3)「**当面、東日本大震災復興対策本部・現地対策本部に、「男女共同参画の視点」（仮称）担当部署を設け、領域横断的な企画調整に当たらせること。また、復興庁においてもこれを引き継ぐこと**」、と補充。

「減災」をめぐる

復興構想会議が提唱する「減災」概念にかんして私たちが意見を述べたのは、7月11日の復興対策大臣宛の要望書です（要望書⑦）。復興構想会議の提言の「減災」は、「自然災害に対し、被害を完全に封じるのではなく、その最小化を主眼とすること。そのため、ハード対策（防波堤・防潮堤の整備等）、ソフト対策（防災訓練、防災教育等）を重層的に組み合わせることが求められる」（2ページ、注2）、と定義されていました。

しかし、ここで「ソフト対策」と呼ばれているものにつき、私たちが6.11シンポで確認したのは、世界の災害・復興の実践と研究の共通認識では、「**社会的脆弱性 social vulnerabilities**」の**克服**として広く捉えている、という点でした（本報告書記録編、池田恵子報告）。いいかえると、ジェンダー、地域、年齢階層、エスニシティ、宗派などによる、社会の亀裂・格差、社会的排除

などの解消が、災害に強い社会（social resilience to disasters: 減災社会）を作る、という認識です。

7月11日の要望書⑦では、この点を指摘し、男女共同参画の必要性や意義が地域づくりに留まるものではないと、念を押ししました。そして6.11シンポで共有した識見を2つの「参考」として添付しました。

7月14日 民主党の子ども・男女共同参画調査会でのヒアリングとその後の行動

7月13日の夕方に藤田一枝衆議院議員から、「突然ですが、明日の朝、民主党の子ども・男女共同参画調査会で災害・復興と男女共同参画について話しに来てほしい」と電話がありました。そこで、7月11日の要望書（⑦）の文体を改めるとともに、これまでの要望事項を列記した要望書（⑧）を作成しました。

翌14日午前8時半から9時まで、参議院議員会館での調査会において要望書⑧の内容を説明し、7月中に策定が予定されている復興基本方針に、男女共同参画を具体的政策として明確に書き込むように要請しました。

調査会終了後、参加メンバーで相談し、要望書⑧に入っていない項目も追加して新しい要望書を作成すべきだということになりました。片山大臣の助言にそって、災害対策基本法の改正も要望することになりました。14日の夕方に要望活動を行うべく、私は原ひろ子事務局長と参議院議員会館の面談室を借りて、要望書づくりの作業をおこないました。その結果が要望書⑨および⑩です。

要望書⑨では、「7月中に策定予定の『東日本大震災復興基本方針』においては、男女共同参画を具体的政策として明確に書きこむこと」、復興対策本部・現地対策本部、今後設置される復興庁に、「男女共同参画の視点」を担当する部署を設けるだけでなく、「基礎自治体における意思決定機関や推進組織に、女性を登用すること。現地対

策本部において、女性の声を聴く会を定期的開催すること」、などを盛り込みました。

他に具体的施策の一つである「使い勝手のよい交付金」として、「・女性の活躍に使われるようにすること。そのための枠を設定する。／・ソフトが重要であり、女性の就業・起業（コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス）のための資金や、就業・起業を支援するための仕組みに利用できるようにする。子育て支援などの環境整備も重要である」、などを書き加えました。

また、要望書⑩では初めて、「中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議において女性の率が非常に低いことから、女性が参加できるよう災害対策基本法を改正すること」を要望しました。現行の災害対策基本法では、中央防災会議や都道府県防災会議の委員の任命について、警察本部長や消防機関の長など、男性が多い領域の職務が指定されています。そのため、女性を任命するのは困難で、地域の女性問題に最も詳しい各都道府県の女性センター・女性会館の長や職員を、防災会議の委員として知事が任命することができません。全国的に女性委員を増やすためには法律の改正が必要なのです。この要望書⑩の項目は、8月末現在までに実現の見通しが立っていないので、最後に書きます。

長い行動の日となった7月14日、午後4時に原さんと私は西村智奈美議員を再度訪れ、新しい要望書⑨・⑩の内容を説明し、民主党の政策調査会の理解を得るように要請しました。続いて藤田一枝議員と会い、要望書を説明するとともに、菅総理との面談について要請しました。

翌15日午後2時に岡崎トミ子議員を訪問し、新しい要望書⑨・⑩と資料を渡しました。「3時から復興基本方針検討小委員会が開かれるので、平野防大大臣はじめ関係国会議員に要望書を手渡し、内容を説明してくる」と確約されました。その後、岡崎議員から平野大臣に説明し、前向きに対応するとの回答を得た旨のご連絡がありました。

7月25日の大詰めの要望書

7月21日に「東日本大震災からの復興の基本方針骨子」が出されました。その「1 基本的考え方」には、(viii)として「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場に、女性の参画を促進」(1ページ)と盛り込まれました。また、「5 復興施策」では、「(市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手)の(iii)として「まちづくりに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見を反映」(5ページ)と記載されていました。

他方で、「減災」概念は明示的に定義されていませんが、「「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に」(4ページ)という記述から、復興構想会議の提言を踏襲するものと解釈されました。

以上は、私たちの要望書に照らしてやはり不十分であると考えました。そこで、かなり具体的な要望書(⑫)を作成し、25日に平野防災大臣に提出しました。

「東日本大震災からの復興の基本方針」(7月29日)の男女共同参画

そして7月29日に、「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定されました。一読して、私たちの7月25日の要望書(⑫)の内容が相当に反映されていると感じました。実に12か所に男女共同参画にかんする事項が書き込まれていたのです。正直なところ、「遂に」という思いでした。

肝心なのは、以下の点です。

「1 基本的考え方」の「(ix)男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を推進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」(2ページ)。

「骨子」では「復興のあらゆる場」となっていたのが、「場・組織」となりました。7月15日に岡崎議員が、何とせよ「組織」を入れるように

と主張したことの反映でしょう。

「5 復興施策」

次に、「5 復興施策」では、「女性」関連の記述が10か所に増えました(「骨子」では2か所)。

(1) 災害に強い地域づくりの、①高齢化や人口減少に対応した新しい地域づくり

「(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める」(7ページ)。(「骨子」の段階では、「高齢者や弱者に配慮したまちづくり」)

(1) 災害に強い地域づくりの、②市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

「(ii) 各種専門家の派遣やデータベース化等にあたっては、女性の参画に配慮する」(10ページ)。(「骨子」では女性に言及なし。要望書⑫では、2)の①で女性専門家の確保を財政的・人材的に支援するよう要望)

「(iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める」(10ページ)。(下線部が「骨子」からの変化。要望書⑫では、2)の②で反映を確保するための方策を明記するように要望)

(2) 地域における暮らしの再生の①地域の支え合い

「(i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特

性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。」

¹ (11ページ)。(下線部が「骨子」に比べての加筆)

「(iv) …また、被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。」² (12ページ)。(「骨子」には含まれなかった項目)

「(v) 子ども・子育て支援については、(中略)両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。」³ (12ページ)。(「骨子」には含まれなかった項目)

(2) 地域における暮らしの再生の②雇用対策

「(ii) 被災地域における人口減少・少子高

¹ ここでも「女性」が災害弱者として位置づけられています。高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた母親などはケアの対象であり、その他にも支援を必要とする女性もいますが、逆に災害現場で災害弱者の支援に回っている女性も多いことは明らかです。7月25日の要望書^②では、「女性が担い手であることを明確に位置付ける」ように要望しています。

² 基本方針ではなぜ、明確に「セクシュアルハラスメント」あるいは「女性に対する暴力」と書かず、「女性の悩み」という婉曲な表現なのでしょう。調査がないために明確な理由が書けないのであれば、きちんとした調査をすべきです。7月15日の要望書^⑨では、「DVへの対応等のため、相談サービスを充実する。また、そこで得られた意見を復興や被災者支援の施策に反映する」ように求めました。

³ 母子家庭について触れたことを評価したいと考えます。災害の補償や多くの社会保障が事実上は世帯単位で支給されるシステムのなかで、母子家庭は不利な立ち場に置かれかねないからです。

齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する」(13ページ)。

(「骨子」の通り)

「(iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。」⁴ (13ページ)。(「骨子」には含まれなかった項目)

(3) 地域経済活動の再生の③農業

(iii) の「(ハ) 農業経営の多角化戦略」

「農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。」(17ページ)。(「骨子」には高齢者や女性への言及なし)

「7 復興支援の体制等」の(1)復興対策本部・現地対策本部の役割

「(iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする」(31ページ)。(「骨子」には含まれなかった項目)

6.11 シンポの後、私たちは6月28日から、「男女共同参画の視点(仮称)」を担当する部署を設置

⁴ 7月15日の要望書^⑨の「使い勝手のよい交付金」が、そこに反映されていますが、資金については今後の課題と言えます。

し、領域横断的な企画調整に当たらせることを一貫して要望してきました。したがって、この基本方針に「男女共同参画を推進する体制を設ける」と、明確に記述されたことを歓迎しました。と同時に、担当部署の設置にとどまらず、あらゆる部署にまたがる領域横断的な調整機能を発揮し、実質的な成果を上げてほしいと期待しています。

「東日本大震災からの復興の基本方針」(7月29日)の「減災」

いっぽう「減災」については、「1 基本的考え方」の(iv)にあげられており、その定義にあたるのは、「5 復興施策」の「(1) 災害に強い地域づくり」の「②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員」の(i)です。

すなわち、「(i) 津波災害に対しては、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。」(7ページ)。

そして「ハード・ソフト」と述べつつ、(ii)から(vi)までに書かれているのは、ほとんどが土木・建築系の対応です(「ソフト」は、避難計画や避難訓練、埋蔵文化財の調査の弾力化)(7-8ページ)。

国際標準を踏まえた私たちの理解からすれば、「減災」は、たとえば「5 復興施策」の「(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり」の「④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進」の目標であり、効果でもあるはずですが。

その箇所は、次のように書かれています。

「(i) 被災者の生活再建と被災地の復興に向けた様々な課題に対応し、復興を目指すには、被災者や地域コミュニティが、その力を最大限発揮できるようにすることが必要である。しかし、全国的な経済活動の停滞等震災の様々な影

響が、被災地はもちろん、全国的にも失業や病气などに脆弱な人々を直撃し、「社会的排除」状態に追い込むリスクを急速に高めている。

こうした中で、声を出しにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災地の復興だけでなく、今後の日本社会の発展にもつながるものである。このため、こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチの手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的、予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。また、ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組む。」(23-24ページ)

私たちの要望書^⑫が、EUの施策や日本国内での調査研究を踏まえて、「社会的排除／包摂の目標と指標の策定に直ちに取り組む」ように要望したことに照らして、基本方針は、「理念」と個別の事業に留まっています。今回の災害でも、常日頃から日本社会が抱えているさまざまな差別や排除が集約的に顕在化したといえます。私たちが6.11シンポで確認し、その後一貫して強調してきたのは、社会の歪みそのまま災害に弱い社会なのであり、新しい減災の概念は、そうした差別や排除をなくし、誰もが自分らしく生きることができる、災害に強い地域社会をつくることだ、という点です。この点が、復興基本方針でも十分に書き込まれたとはいえません。

5. 菅総理との面談、復興対策本部事務局に男女共同参画担当の参事官

8月1日の夜、藤田一枝議員から、翌2日の午後3時に、菅総理との面談が可能になったとの連絡が入ります。総理に確約を取りたい事項もあり、嬉しい知らせでした。そこで至急、総理大臣向けの要望書をつくりました(要望書^⑬)。「基本方針」に男女共同参画が盛り込まれたことへの謝辞を述

べ、以下の2点を新しく書き加えました。

- (1) 男女共同参画関連政策の実施に人材を確保し、必要な予算を投入すること。
- (2) 男女共同参画担当部署を設け、領域横断的な企画調整権限をもたせること。

この日に初めて書き、しかも最も強く求めたのが「権限をもたせる」の部分です。

8月2日、午後3時に作業チームのメンバー11人が官邸に入りました。総理に面談を申し込んでから3か月目です。

会見室では菅総理の他に藤田一枝議員、復興対策本部の峰久事務局長が同席しました（本報告書の巻頭の写真を参照）。

菅総理： おまたせしました

堂本： [基本方針に私達からの要望事項を盛り込んだことへの謝辞]

「一人ひとりを包摂する社会」あるいは「最少不幸社会」の姿を、男女という次元で表すのが、男女共同参画社会です。別の領域だと思いかもしれませんが、私たちの云う男女共同参画社会は、「一人ひとりを包摂する社会」、そして「最少不幸社会」と同じであると思っています。

菅総理： はい。

堂本： 東京の対策本部はもちろん、現地の対策本部の事務局にも、復興に当たり男女共同参画を推進する体制を設けると、基本方針にあります。画期的なことだと思っております。速やかに実施していただきたい。

確認したいのですが、男女共同参画を推進する体制は、男女共同参画の担当部署を設けるということですね。そこに領域横断的な企画調整の権限をぜひ持たせていただきたい。

菅総理： 今もお話がありましたように、基本方針

の中に、男女参画の考え方をできるだけ入れていく。また、復興構想会議に女性が一人という形であることについていいますと、あらためて25という定数が決まりましたので、再度動き出す段階では、もっと、入っていただく方向で、峰久局長に五百旗頭先生とも相談をしてほしいと申し上げています。そして今堂本さんがおっしゃいましたように、やはり男女参画というのも、まあわたくしも、わたくしなりに理解しているつもりですが、まあややもすれば、女性の参加というところに限定されて、この部分だけは女性にやってもらえばいいけれども、あとは男がやる、と。

それがこの、政治や行政の社会では、なかなか男女共同参画の仕組みができていない。本当にこれは世界の中の矛盾。そういう面では遅れていると思います。そういう点で、こうして、女性が動いて提案されていることを、できるだけ、政府としても積極的に受け止める。それを活かすような方向で、私自身も動きたいと思っております。

共同参画ということで、日本の社会を、下から、福祉や、教育や、まさに生き方を、お互いが支え合うという形の社会にしていくためには、皆さんの、男女参画の考え方は極めて重要だと思います。私も精いっぱい、がんばりたいと思います。

菅総理との面談は予定の15分で終わらず30分に及び、参加したメンバー全員と握手をし、言葉を交わしました。総理との面談後、この日に復興対策本部に男女共同参画担当の参事官が任命されたというニュースに接しました。

6. 今後の課題

ゼロからのスタートでしたが、男女共同参画を担当する部署の設置まで実現したのは、個人的には「奇跡」のような気さえます。しかし、決して「奇跡」ではありません。実行委員会には、全国の、そしてすべての都道府県から、女性団体や各界各層の個人が参画しました。このことが、私たちの要望書に政治的な力をもたせてくれたと考えています。

いっぽう、「減災」を国際標準に見合う広義の取り組みにしていくこと、そして災害対策基本法の改正は、残された課題です。災害対策基本法の改正について、私たちは以下のように要望しています（要望書⑩）。

- ・災害対策基本法第12条によれば、中央防災会議の議員には、内閣総理大臣が指定公共機関の代表と学識経験のある者を任命する。

改正案として「**学識経験のある者のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、当該学識経験のある者の総数の十分の三未満であってはならない。**」と既定することを要望。

- ・同法第15条によれば都道府県防災会議については、都道府県警察本部長、消防機関の長などの職務指定で決まる委員の他に、知事が任命できるのが指定公共機関などの役員や職員と限定。

改正案として、「**地域において住民福祉等に関する活動を行う者及び防災に関する学識経験のある者**」を知事が任命するカテゴリーに追加。さらにこの領域の委員と指定公共機関等から任命される委員のうち、「**男女のいずれか一方の委員の数は、当該委員の総数の十分の三未満であってはならない。**」と既定することを要望。

おりしも「減災社会」づくりに向けて災害対策基本法を抜本改正する動きが報道されています

(2011年8月12日共同通信)。この抜本改正のタイミングを逃さず、防災にかんする意思決定機関に女性のメンバーを最低3割とすることなどを、今後も要望し続ける必要があります。

また私たちは、8月29日におこなわれた民主党代表選挙の5人の候補者、その選挙の結果民主党代表に就任した野田佳彦さんにたいして、「**男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を推進すること**」、「閣僚をはじめとする政務三役に、女性を積極的に登用すること」を、要望しました（要望書⑭、⑮）。

組閣の結果は、2人の女性大臣（小宮山洋子厚生労働大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣（行政刷新、「新しい公共」、少子化対策、男女共同参画、公務員制度改革）、1人の副大臣（森ゆうこ文部科学副大臣）、4人の大臣政務官（神本美恵子文部科学政務官、藤田一枝厚生労働政務官、仲野博子農林水産政務官、郡和子内閣府政務官）となり、菅内閣の終盤に女性大臣ゼロ、副大臣1人（小宮山洋子厚労副大臣）、政務官2人（菊田真紀子外務政務官、林久美子文科政務官）だった状態にくらべて、大きく前進しました。郡和子政務官は、復興対策本部の宮城現地対策本部長でもあり、男女共同参画の視点を活かした活躍が大いに期待されます。

今後はさらに、中央政府や国会にたいしてだけでなく、各都道府県、市町村で要望活動を展開し、男女共同参画を徹底的に災害政策に組み込む必要があります。地方での動きと中央の活動を連動させ、あるいは地方相互に連携し、情報を共有しながら、「災害・復興と男女共同参画」の活動のうねりを強化し、全国に広げる時ではないでしょうか。

そのうねりを質的にも高め、拡大することによって、女性や障害者、外国人などが差別されたり排除されることのない、平時でも住民の信頼関係が平等に構築された地域、つまり災害に強い地域をつくっていくことが求められています。

2011年9月30日発行（非売品）

GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点研究シリーズ No.4/ISS リサーチシリーズ No.46

「災害・復興と男女共同参画」

6.11 シンポジウム

～災害・復興に男女共同参画の視点を～

発行所 〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1
TEL 03-5841-4908 FAX03-5841-4905
東京大学社会科学研究所
制作 東京大学社会科学研究所
GCOE 連携拠点
印刷所 石川特殊特急製本株式会社